

郡中 進路だより

No.1 令和4年4月14日
大村市立郡中学校
チーム郡 思いを力に!
文責:進路指導主事 増田弘実

新しい年度がスタートしました

新しい年度がスタートし、先週は始業式、入学式と続き、今週は学級組織を作ったり、身体測定がありました。

これから、進路に関する情報をこの「進路だより」でお伝えしていきます。3年生にすることが主になってしまいますが、1,2年生の皆さんにも「3年生になったときの1年間の流れ」を知っておいてほしいので、全生徒に配布します。進路設計をするにあたり大切なポイントを下記に示しますので、ご家庭での話し合いや学校での進路相談の際にご活用していただければ幸いです。

1. 確かな情報を収集しましょう

- 保護者の皆様が受験(検)をされた頃とは、試験の日程や受験(検)の方法、学校に設置してある学科など、様々な「変更された事」があります。例えば、鎮西学院高校では普通科グローバル・イングリッシュコースが開設され、一般進学コースの定員が30名増えたので、商業科の定員が100名→70名→40名と変更になりました。
- 公立高校入試において、平成15年以来の大幅な入試制度の改革がなされ、公立高校の一般推薦入試、志願変更、数学と英語における難易度の異なる問題が廃止されました。前期入試で、学力検査を課す学校においては国語・数学・英語の3教科を60分で解答するようになっています。
また、令和5年4月からは大村高校で普通科の学級数が1つ減り、数理探究科(1クラス)が文理探究科(2クラス)に改編されます。
このような変更については、この「進路だより」を通して、お知らせしていきます。三者面談などの際に「知らなかった」ということがないように、しっかり読んでいただければ幸いです。
- コロナ禍の中ではありますが、オープンスクール・学校説明会・体験入学等が実施される学校もあります。感染対策を十分にすることで、参加する意義はあるかと思えます。
- トヨタ学園やデンソー工業学園、陸上自衛隊少年工科大学校のように、働きながら(給料をもらいながら)高卒の資格が取れる(3年後は自動的に採用になる)学校もあります。興味がある人は、増田まで問い合わせてください。
- インターネットで情報を調べるのはいいのですが、内容はよく吟味をしてください。公式サイトならいいのですが、第三者が作ったサイトの内容は、真偽のほどがわかりません。たくさんの情報に踊らされてしまわないようにしてほしいものです。

2. 保護者の皆さんは、お子さんや担任の先生と十分に話し合ってください

- 日頃から進路について話をしてください。
- 不明な点や疑問・悩みは担任の先生や進路担当(増田)にお尋ねください。

3. 努力を続ける人になれるように支えてください

- 毎日の努力の積み重ねがお子様の進路に大きく影響します。
- 「何のために自分はその道に進もうとするのか?」「自分はそこで何をしたいのか?」明確な目的がもてるように一緒に支えていきましょう。

4. 提出物は期限を必ず守らせてください

- 進路関係の提出物(特に学校見学の申し込みや出願手続き書類など)は全員そろわないと処理できません。締め切りを1日でも過ぎると受け付けてもらえないものもありますので、必ず提出期限を守るようにご家庭でも、ご指導をお願いします。

5. 次のような進路を考えている人は色覚の検査しておくことをおすすめします

「色覚検査をすることは差別につながる」などの声が挙がり、平成14年に学校保健法が改正され、検査の施行義務がなくなりました。小学校で義務付けられていた色覚検査が廃止されて20年。色覚異常の子供の約半数が異常に気づかないまま進学・就職に臨み、中には直前で進路を断念せざるを得ないケースもあることが、日本眼科医会の調査で明らかになっています。似たような話を工業高校の先生から伺ったことがあります。色覚による制限が設けられている主な資格を下に書いておきます。気になる人は、眼科を受診して色覚の検査しておくことをおすすめします。(保健室でも検査は可能です)

◆色覚による制限が設けられている主な資格 ※掲載中の情報は、平成28年3月現在のものです。

航空機乗組員	航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。
航空大学校	航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。
航空管制官	色覚が正常であること
航空保安大学校学生	色覚が正常であること
海技士(航海)	石原色覚検査表による検査で正常又はパネル D-15 をパス
海技士(機関・通信・電子通信)	上記又は特定船員色識別適正確認表を識別できること
小型船舶操縦士	夜間において船舶の灯火の色が識別できること。 ※夜間の識別が不可でも、昼間に航路標識の彩色を識別できれば、昼間の時間帯に限定された免許を受有することは可能
動力車操縦者(鉄道・軌道及び無軌条電車の運転士)	色覚が正常であること
自衛官	色盲又は強度の色弱でないもの (但し、飛行要員は色覚正常なもの)
防衛(医科)大学校学生	色盲又は強度の色弱でないもの

色覚の異常の程度による業務への支障の目安			
異常 3色覚でも困難を生じやすい業務 鉄道運転士、映像機器の色調整、印刷物のインク調整や色校正、染色業、塗装業、滴定実験	2色覚には難しいと思われる業務 航海士、航空機パイロット、航空・鉄道関係の整備士、警察官、商業デザイナー、カメラマン、救急救命士、看護師、歯科技工士、獣医師、美容師、服飾販売、サーバ監視業務、懐石料理の板前、食品の鮮度を選定する業務	2色覚でも少ない努力で進行可能な業務 医師、歯科医師、薬剤師、教諭、調理師、理髪師、芸術家、建築家、電気工事士、端末作業を伴う一般事務	2色覚でもまったく問題ない業務 モノクロ文書による一般事務、その他色識別を必要としない業務(色以外の情報がすべて付加されている業務を含む)

※2色覚……(旧)赤色盲・緑色盲
異常3色覚……(旧)赤色弱・緑色弱

中村かおる:先天性色覚異常の職業の問題点、東京女子医科大学雑誌 第52巻 臨時増刊号: E59-E65, 2012, より引用